

# 令和3年度二宮町防災会議次第

日 時：令和3年7月9日（金）  
10時00分から

場 所：二宮町町民センター 2A クラブ室

## 1 開 会

## 2 会長あいさつ

## 3 委嘱状交付

## 4 議 題

- (1) 二宮町地域防災計画の改定について・・・・・・・・・・資料1  
(ハザードマップの改定含む)
- (2) 令和3年度二宮町総合防災訓練について・・・・・・・・・・資料2
- (3) その他  
(各関係機関の取り組みについて)

## 5 閉 会

## 二宮町防災会議出席者名簿

	職名等	氏名	役職名・出席者氏名 (代理出席含む)	随行者名
1	会 長	ムラタ クニヨ 村田 邦子	同左	
2	関東農政局 神奈川県拠点 総括農政業務管理官	ハラ ユウジ 原 裕二	欠席	
3	海上保安庁 第三管区海上保安本部 湘南海上保安署長	アンドウ シンイチロウ 安藤 進一郎	同左	警備救難係 富塚 秀斗
4	湘南地域県政総合センター所長	タケムラ ヨシヲ 竹村 洋治郎	同左	
5	平塚土木事務所長	クホ トシキ 久保 徹	同左	
6	平塚保健福祉事務所長	カガキ タカシ 長岡 正	企画調整課長 伊倉 由美子	
7	企業庁平塚水道営業所長	カガキ カツミ 永吉 克己	副所長 脇 正彦	
8	大磯警察署長	ヒハラ オサム 日原 修	警備課長 藤山 恭	
9	二宮町副町長	ワタベ ヤスシ 渡邊 康司	同左	
10	二宮町政策総務部長	タナベ ヤシロウ 田嶋 康宏	同左	
11	二宮町教育長	モリ ヒデオ 森 英夫	同左	
12	二宮町消防長	オガラ アツシ 小椋 淳喜	同左	
13	二宮町消防団長	ワタベ ツネフミ 渡邊 恒文	同左	
14	東日本電信電話(株)神奈川西支店長	シヤ ヒロコ 茂谷 浩子	同左	
15	東日本旅客鉄道(株)国府津駅長	アノ タカシ 天野 隆之	同左	
16	神奈川中央交通西株式会社 秦野営業所長	カガキ ジン 岡本 淳	同左	
17	東京電力パワーグリッド株式会社 平塚支社長	ヨシムラ アキラ 吉村 陽	次長 内藤 千春	
18	中日本高速道路(株) 東京支社 伊勢原保全・サービスセンター所長	タカリ シンカ 高取 芳親	副所長 ヤマダ キクオ 山田 菊雄	
19	日本郵便(株) 二宮郵便局長	サノ カツキ 佐野 克之	総務部長 宮澤 信一	
20	二宮町地区長連絡協議会長	アベ マサアキ 阿部 正昭	同左	
21	小田原ガス(株)取締役社長	ハラ マサキ 原 正樹	供給部保安リーダー 長崎 行秀	
22	中郡医師会二宮班長	ハヤシ カズシ 林 和義	欠席	
23	陸上自衛隊第4施設群長	オノ カスヤ 小野 一也	土木幹部 長島 将貴	土木陸曹 島田 貴正
24	二宮建設協力会長	タカミ マツヲ 高宮 松蔵	副会長 野川 尚之	

## 令和 3 年度 二宮町地域防災計画の修正概要

### (1) 計画の修正について

近年の地震災害、台風や前線による風水害を踏まえた災害対策基本法や水防法の改正についての反映、また、前回修正を行った平成 28 年度以降の神奈川県地域防災計画の修正内容等を反映させ、二宮町の防災対策をより推進するため、二宮町地域防災計画の修正を行います。

### (2) 主な修正内容

#### ① 法令改正等の反映

- ・ 災害対策基本法、水防法等近年行われた国の法令改正や防災基本計画の反映
- ・ 国のプッシュ型支援に対する市町村の受援体制についての反映
- ・ 南海トラフ地震のガイドラインを踏まえた対応や津波災害警戒区域の指定の反映

#### ② 近年の台風等災害対応の教訓などに基づく新たな取り組みの反映

- ・ 前回の修正以降に発生した災害（令和元年度東日本台風等（台風 19 号））や避難勧告等に関するガイドライン、5 段階のレベル化や特別警報等について反映
- ・ 熊本地震を踏まえた応急対策、生活支援策のあり方について女性に配慮した避難所運営、物資集積拠点の検討などを反映
- ・ コロナ禍における避難所運営の対応を反映

#### ③ その他

- ・ 風水害時におけるタイムライン、マイタイムライン促進の反映
- ・ ハザードマップの全面改定（土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域等）

令和3年度二宮町総合防災訓練  
安否確認訓練及び情報伝達訓練実施計画

1 目的

大規模地震発生時による初動体制の強化及び検証の実施。また、町と自主防災組織、防災関係者が一体となった訓練を実施することにより防災体制の確立及び防災意識の高揚を図り、併せて各地区の安否確認を中心とする訓練の実施によりさらなる共助の強化を図ることを目的とする。

2 訓練の名称 令和3年度 二宮町総合防災訓練

3 実施日時 令和3年9月5日（日） 地震発災 午前8時00分

4 訓練会場 二宮町全域

二宮町役場・災害時地区本部・旧国立小児病院跡地仮設こどもの広場・広域避難所など

5 訓練内容

- (1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）
- (2) 災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）
- (3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市住民）
- (4) 避難所対策訓練（行政・かながわ中央獣医師会・住民）

6 想定（参考資料「神奈川県地震被害想定調査報告書」）

令和3年9月5日（日）午前8時00分、二宮町は神奈川県近海を震源とする震度6弱の強い地震に見舞われた。この地震によって建物の倒壊が発生する中、相模湾一帯に大津波警報が発令された。

(1) 訓練地震規模

○震度6弱

○津波発生 二宮町5m 最大津波到達時間約5分

・避難訓練は、津波ハザードマップ（平成29年3月作成）の浸水想定をもとに訓練を実施する。

(2) 訓練被害規模（神奈川県被害想定調査報告書による想定値を準用）

○建物被害 全壊10棟 半壊270棟 火災件数5件 焼失棟数1棟

○人的被害 死者0人 負傷者110人（うち軽症者60人、中等症者50人）

○人的被害 死者0人 負傷者110人（うち軽症者60人、中等症者50人）

○土砂崩れ、液状化の被害なし。津波による浸水被害なし。

○電気23,390軒停電、ガス1,740戸供給停止（都市ガス）、通信回線10,070回線不通。上下水道においては、上水80人断水、下水440人機能支障。

## 7 参加予定機関（調整中）

二宮町	二宮町地区長連絡協議会	二宮町議会
中郡医師会二宮班	二宮町教育委員会	二宮町消防本部・消防署
二宮町消防団	大磯警察署	陸上自衛隊第4施設群(予定)
かながわ中央獣医師会		

## 8 訓練実施項目

### (1) 初動対応及び情報伝達収集訓練（行政・自主防災組織・関係団体）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	J-アラートによる「緊急地震速報」受信により、防災行政無線により住民に対して地震発生到来内容を放送し、住民への情報伝達を行う。緊急速報メール、ツイッターも併せて活用する。また消防署による災害状況確認、海面監視、避難広報を実施。	消防署 消防団 町職員
危険回避訓練 (シェイクアウト訓練)	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。 (安全確保行動)	全体
安否確認情報収集訓練	安否情報確認システムを活用して、町職員、町議会議員、中郡医師会二宮班員、地区長（自主防災組織）に対し安否確認を行い、更に災害時地区本部の立ち上げ要請を行う。	町議会議員 中郡医師会二宮班 地区長(自主防災組織) 町職員
広域避難所開設準備訓練	広域避難所開設準備及び各地区安否確認状況、被害状況等を取りまとめ、災害対策本部へ情報伝達を行う。また、災害時特設公衆電話の設置訓練を行う。	広域避難所配備職員

(2) 災害時地区本部運営訓練（自主防災組織）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
危険回避訓練 （シェイクアウト訓練）	「緊急地震速報」放送を確認後、危険回避行動を行う。火の元確認。建物の損壊状況、ガスの元栓確認。自宅のブレーカーを降ろすことにより通電火災の防止策をとる。	全体
安否確認訓練 避難行動要支援者	各地区は災害時地区本部を拠点に、地区で決定している方法と名簿で安否確認訓練を行う（安否確認は、確認情報の統一化を推進している）。避難行動要支援者に対する連携訓練を行う。	自主防災組織 住民
情報伝達収集訓練	地区内における被害状況の情報収集を行う。防災行政無線（移動系）を活用し、災害対策本部と情報受伝達訓練を行う	自主防災組織

(3) 津波対策訓練（消防署・沿岸3地区自主防災組織・小田原市民）

訓練項目	訓練内容	参加機関（者）
情報伝達訓練	Jアラートによる「大津波警報」広報。消防署による海面監視、避難広報を実施。緊急速報メールで伝達。	消防署
避難訓練	川匂地区（通川匂）、茶屋地区、梅沢地区住民及び海浜利用者は、津波災害指定避難場所、もしくは高台に避難する。避難経路の確認。	川匂地区（通川匂） 茶屋地区 梅沢地区 （津波浸水想定区域）
避難誘導	自ら避難できる体制を確保しつつ、津波に対する避難者の安全確保を図る。	消防署 大磯警察署

(4) 避難所対策訓練 (行政・獣医師会、住民)

訓練項目	訓練内容	参加機関 (者)
避難所におけるペット同行避難	災害時に避難所を開設し、ペット受入れの対応訓練を行う。	かながわ中央獣医師会 住民 町職員

9 その他

○当日訓練中止の場合は次のとおりとして、中止決定は当日6時30分とする。

関係機関には防災安全課より電話により連絡を行い、町民には防災行政無線で周知する。(中止による放送時間、7時30分)

当日の訓練実施に関する問い合わせは、防災安全課(71-3319(直通))又は消防署で対応。(72-0015代)

(ア) 県内もしくは二宮町内に、防災気象情報における警報又は災害が発生する恐れがある気象状況が認められる場合。

(イ) 雨天により訓練参加者の安全確保が困難な場合。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症蔓延状況による感染予防対策が困難な場合

(エ) その他、訓練を実施することが困難と認める場合。

○津波対策訓練対象地区は、通川勾地区、茶屋地区、梅沢地区とします。

○防災行政無線による情報受伝達訓練は、防災行政無線(以下移動系無線)配備済19地区から報告する。なお、釜野は釜野児童館から報告、川勾は入川勾老人憩いの家に配備する移動系無線を活用し報告する。また越地 JR 南側は越地児童館に報告する。

10 次年度以降の自助・公助・共助連携訓練の参加地区及び訓練会場について(予定)

年度	地区名	会場
平成29年度	元町北・元町南・富士見1・富士見2・富士見3・松根	花の丘公園多目的広場
平成30年度	一色・緑が丘・中里	二宮高校
令和元年度	百合が丘1, 2, 3	一色小学校
令和2年度	町内全域:新型コロナウイルス蔓延防止のため、安否確認訓練及び情報伝達訓練を実施	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所
令和3年度	町内全域:新型コロナウイルス蔓延防止のため、安否確認訓練及び情報伝達訓練を実施	二宮町役場 災害時地区本部 広域避難所
令和4年度	梅沢・越地・釜野・茶屋・川勾	旧国立小児病院跡地仮設 こどもの広場及び町立体育館
令和5年度	上町・中町・下町	袖が浦公園又は二宮中学校

※ 会場については変更となる可能性があります。

# 災害時に備え強める地域の輪！

## 令和3年度二宮町総合防災訓練

《訓練想定》

令和3年9月5日（日）午前8：00、二宮町は神奈川県近海を震源とする震源とする震度6弱の強い地震に見舞われ、建物の倒壊が発生する中、相模湾一帯に大津波警報が発令された想定で訓練を行います。

### 《訓練内容》



まず低く！  
頭を守る！  
動かない！

#### シェイクアウト訓練



地震発生時の安全確保行動です。自宅やその他の場所で3つの安全確保行動を実施します。

#### 安否確認訓練

全世帯安否確認訓練とともに、要支援者の確認を地域で決められた方法で、ご自身の安否情報を積極的に伝えましょう。



【災害時地区本部開設】



### 地震発生

8：00

8：10

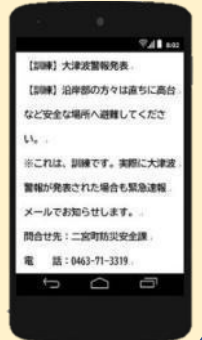
9：00

### 訓練終了

安否確認終了後、解散

※携帯電話のエリアメール・緊急速報メールが届きます

町内・隣接市町にいる方の携帯電話・スマートフォン（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天）が一斉に鳴ります。マナーモードでも鳴動しますので、不都合がある場合は、電源を切るようお願いいたします。



#### 訓練開始



訓練実施に伴い、防災行政無線から緊急地震速報などが流れます。実際の災害とお間違いないようご注意ください。

#### 避難訓練

沿岸線沿いにお住まいの方は、津波災害指定避難場所や高台に避難する経路を確認しましょう



#### 情報伝達訓練

各地区で集めた安否確認結果と被害状況の情報を、自主防災組織は無線等を使って二宮町に情報伝達を実施します。



※県内で気象における警報や災害が発生する恐れのある場合、また新型コロナウイルス感染症まん延状況による感染症予防策が困難な場合は中止とし、7：30に防災行政無線でお知らせします。

防災情報  
メール

防災行政無線の内容や気象情報が携帯に届きます。右の二次元コードから空メールを送信し、登録しましょう。



防災行政無線  
専用ダイヤル

☎0463-72-0039

防災行政無線の内容を電話でもお伝えしています。





# 災害が起きたら、ペットといっしょに避難

災害が起きたら、ペットといっしょに避難することを「ペット同行避難」と言います。東日本大震災では、ペットといっしょに避難できることが周知されていなかったため、ペットと離れ離れになってしまい、その結果多くの放浪するペットが生まれました。災害が発生したら、迷わず大切なペットと避難しましょう。

## 《災害には日頃から備えをしましょう》

### 情報収集

- 避難所・到着までの経路と所要時間、避難経路の安全確認



### 家族で情報共有

- 連絡方法や災害発生時の集合場所
- 非常持ち出し袋の保管場所
- 飼い主が不在時の対応方法
- ペットが迷子になった時の情報や写真

### ご近所・ペット仲間との協力

- ご近所の方やペット仲間と交流を図り、災害時に協力し合える関係性づくりをする。



### 健康管理

- 犬は、「待て」「伏せ」「お座り」の基本的なしつけをする。
- 無駄吠えをさせないようにする。
- 猫は室内飼いにする。
- 人や動物にならしておく。
- 様々な環境にならしておく。
- ケージにならしておく。

- 犬は、必ず狂犬病予防接種を受ける
- ワクチン接種やダニ・ノミの駆除
- かかりつけ動物病院で病気等がないか健康管理を行う。



### 避妊・去勢手術の実施

- 繁殖を望まない場合は、避妊・去勢手術を受けておく。
- ※不必要な繁殖を防ぐことや発情のトラブル、感染症の防止、無駄吠え等の問題行動の抑制につながります。



### 室内外の備え

室内では…

- 家具などが倒れないよう固定する。
- ガラスに飛散防止フィルムを貼る。
- ケージ等で飼っている場合は、台を固定する。
- 部屋に閉じ込められないようにする

屋外では…

- 飼育場所は危険な場所を避ける。（塀やガラス窓などの周辺）
- リード、柵、囲いなどの定期的な点検



### 迷子対策

- マイクロチップの挿入
- 迷子札（名札）の装着
- 犬については、鑑札の装着

参加者募集!!

## ペット同行避難訓練を実施します

総合訓練の際に、ペットと一緒に避難を想定した訓練を行います。ぜひご参加ください。

- と き 9月5日(日)10:00~11:00
- と ころ 旧国立小児病院跡地仮設こどもの広場（山西240-5）
- 対 象 町内在住の方20組（先着順）
- 内 容 獣医師による災害対策講座、ペット避難スペース見学 など
- 申 込 ☎かメールで申し込み  
bousai@town.ninomiya.kanagawa.jp
- 申込期間 8/2日~20金
- そ の 他 ペットとの避難を想定した用具を準備してきてください。
- 協 力 かながわ中央獣医師会



## ○二宮町防災会議条例

昭和 38 年 12 月 26 日条例第 20 号

改正

昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号  
平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号  
平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号  
平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号  
平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号

参考資料

### 二宮町防災会議条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、二宮町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 二宮町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する

事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- (9) 防災上重要な施設の管理者で町長が任命する者
- (10) その他町長が必要と認めるものうちから町長が任命する者

6 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 6 月 28 日条例第 12 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 17 日条例第 30 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 16 日条例第 20 号)

この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年 3 月 15 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 9 月 19 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 二宮町防災会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町防災会議の運営及び傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開の原則)

第2条 会議は、原則として公開とする。ただし、会長は、会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って非公開とすることができる。

(会議の傍聴及び人数の制限等)

第3条 会議は、会長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、会長は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

2 会長は、傍聴人が会議の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為により、審議が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、会議に諮って傍聴者を退場させることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真撮影、録画又は録音等をしてはならない。

(会議録)

第5条 会議録は、要旨をまとめて公開する。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、委員と同一の機関に所属する者を代理者として会議に出席させることができる。

2 前項の代理者は、委員とみなす。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、審議会の議事その他運営等に関し必要な事項が生じたときは、審議会の会議に諮って定める。

附 則

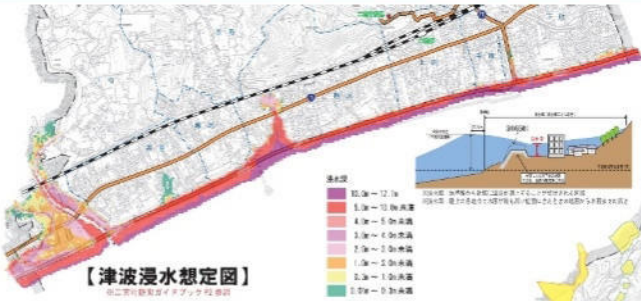
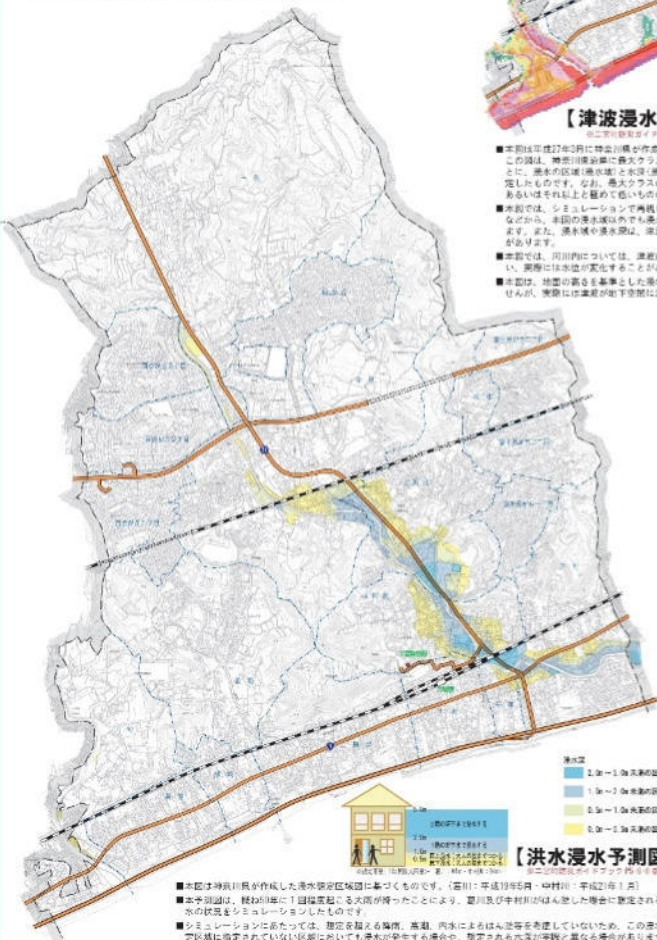
この要領は、公表の日から施行する。

# Ninomiya Town Hazard Map

## 二宮町ハザードマップ

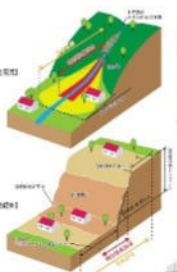
保存版  
0 250 500 1000m  
1:10,000  
二宮町役場  
0463-71-3311

災害はいつ発生するかわかりません。  
いざというときに備えて、マップを確認しましょう。



### 【津波浸水想定図】

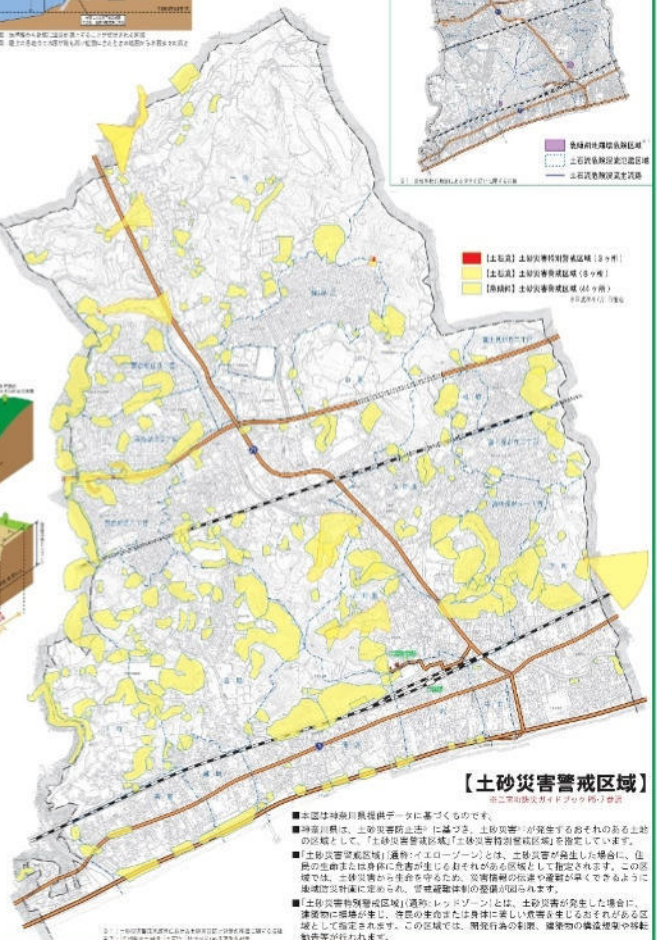
■本図は平成27年度に作成された津波浸水想定図に基づくものです。  
この図は、津波到達直前に最大クラスの津波をもちこたえられた「津波津波予測図」をもとに、津波の到達（津波到達）と水深（津波水深）が最大となるよう想定された浸水想定図を示しています。なお、最大クラスの津波をもちこたえられた浸水想定図は100～200cmあるはそれ以上と想定しているものの、高さについては最大水深をもちこたえられています。  
■本図では、シミュレーションで再現しきれない地形や地盤の凹凸や建築物の影響があることなどから、本図の浸水想定図はあくまでも浸水が想定され、浸水が深くなる場合があります。また、浸水想定図は、津波到達直後ではなく、津波が引退する段階に想定されています。  
■本図では、河川については、津波による水位上昇を想定していますが、津波の到達直前に、河川には水位が低下している場合があります。  
■本図は、地盤の異なるエリアとして浸水想定図を示していますが、地下空間の浸水は示していませんが、実際には浸水が地下空間に流入する場合があります。



### 【洪水浸水予測図】

■本図は津波浸水想定図が作成された洪水浸水想定図に基づくものです。[雷川]：平成27年度5月・中村川：平成27年1月  
■本図は、既往の大雨による浸水想定図に基づき、雷川及び中村川がはん濫した場合に想定される浸水の状況を示シミュレーションしたものです。  
■雷川・中村川がはん濫する場合は、想定を超える降雨、高潮、河川によるはん濫を考慮していません。この浸水想定図は、浸水想定図が作成されたエリアにおいても浸水が発生する場合は、想定される浸水が想定図と異なる場合があります。

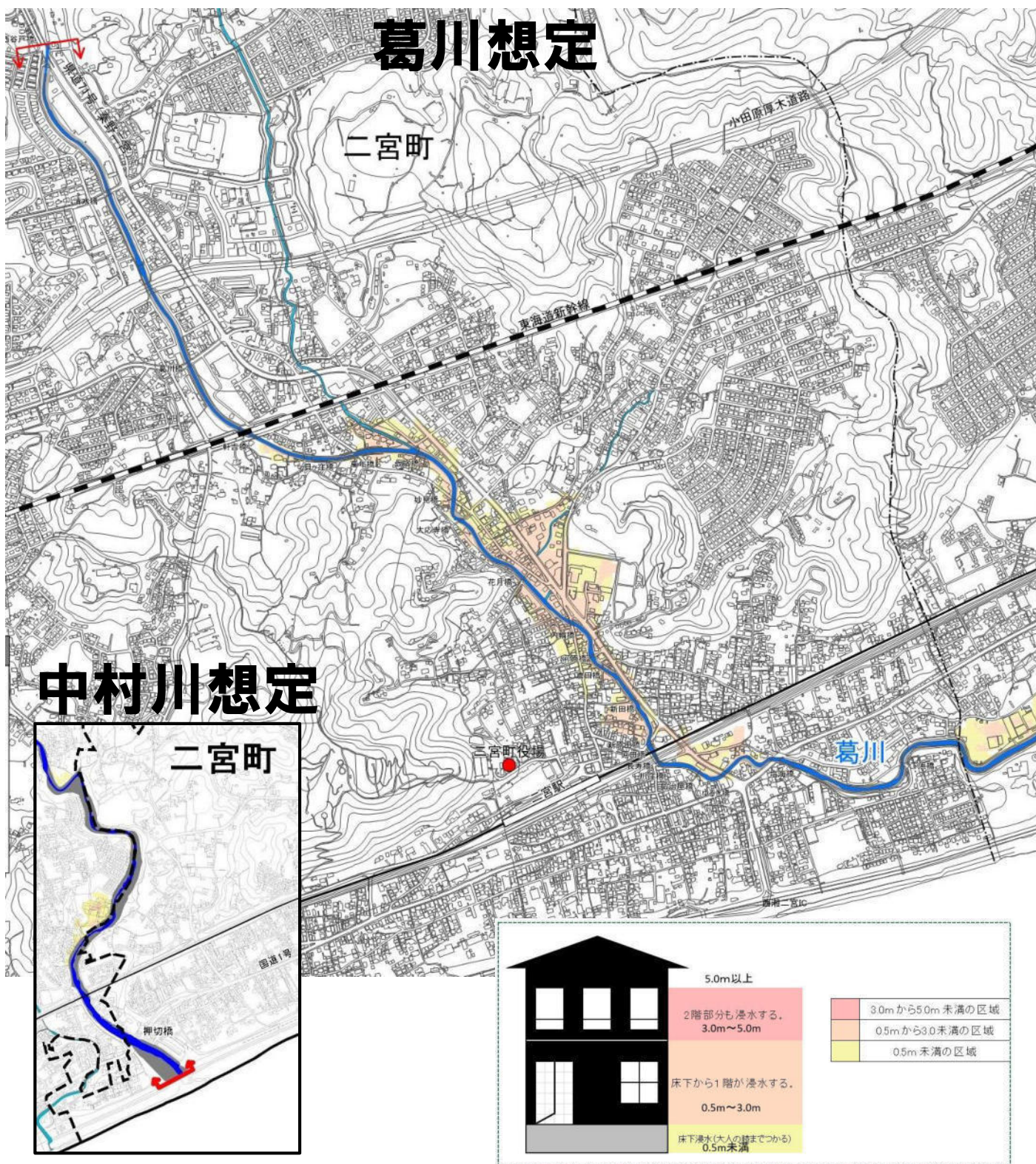
### 【急傾斜地崩壊危険区域等】



### 【土砂災害警戒区域】

■本図は特別土砂災害警戒区域に基づくものです。  
■特別土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域）：土砂災害が発生するおそれのある土地の区域として、「土砂災害警戒区域」土砂災害特別警戒区域を指定しています。  
■土砂災害警戒区域（通知：イエローゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、住民の生命または身体に被害が生じるおそれのある区域として指定されています。この区域では、土砂災害から生命を守るため、災害時の避難や避難が早くできるように施設や設備を整えるため、災害時の避難の要請が認められます。  
■土砂災害特別警戒区域（告知：レッドゾーン）とは、土砂災害が発生した場合に、津波時に浸水が生じ、住民の生命または身体に著しい被害が生じるおそれのある区域として指定されています。この区域では、浸水時の避難、建築物の構造検査や移動要請が行われます。

# 二宮町洪水浸水想定区域図(計画規模)



## (計画規模とは！)

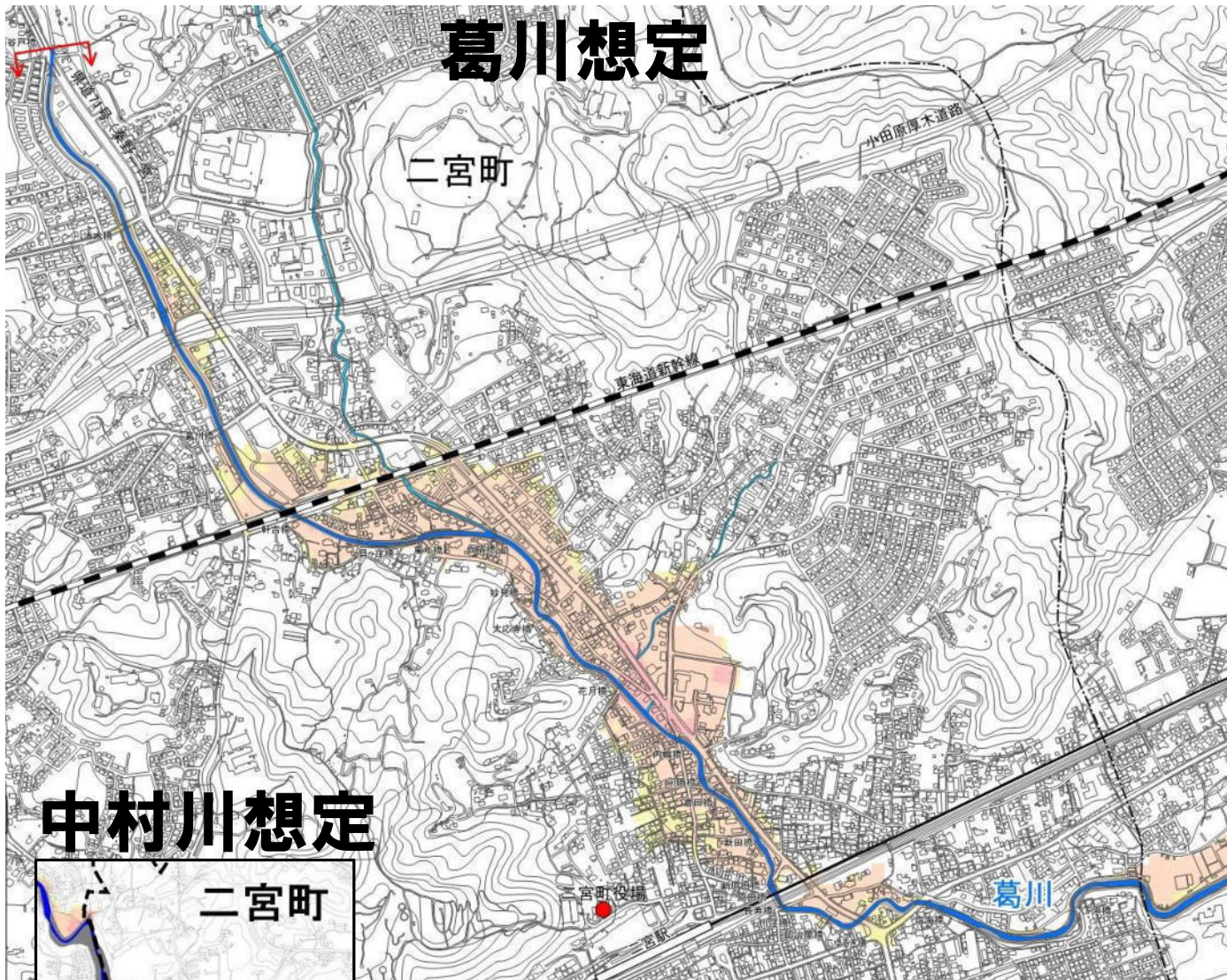
◆「計画規模降雨」とは「河川整備の目標とする降雨」のことで、河川の流域の大きさや災害の発生の状況などを考慮して定めるものとされており、県内の一級河川では、概ね100~200年に1回程度の確率、その他の河川では、概ね30~100年に1回程度の確率としています。

### 【指定の前提となる降雨：葛川、中村川(94mm/時間)】

(1)この図は、神奈川県が作成した洪水浸水想定区域図(令和元年12月告示)に基づくもので、**50年に1回程度**起こる大雨を想定し、河川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションしたものです。

(2)シミュレーションにあたっては、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域において浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

# 二宮町洪水浸水想定区域図(想定最大規模)





## 葛川想定

## 中村川想定



早期の避難が必要な区域及び浸水ランク別の避難行動

区域等	避難行動	補足事項
家屋が水没するおそれがある 	2階も浸水するおそれがあることから、早期避難が必要。	冠水がすでに始まっている場合など、避難所へ移動することにより、かえって命に危険を及ぼしかねない場合は、近隣のより安全な場所への避難が必要。
その他の浸水想定区域 	床上浸水または床下浸水が想定されることから、避難が望ましいが、浸水時に想定される状況を踏まえ、自らの判断により、屋内安全確保も考慮。	最上階が浸水しない場合は、屋内安全確保でもよい。  1階建ての建物等においては、早期の避難が必要。
浸水想定区域外	テレビやラジオ等から最新の情報収集が必要。	想定以外の要因により被害が発生するおそれがあるため、周囲の状況を各々確認すること。

### (想定最大規模とは！)

◆「想定最大規模降雨」とは「想定しうる最大規模の降雨」のことで、発生頻度としては、約1,000年に1回程度を想定しており、河川施設整備の水準とする計画規模（大河川で約200年に1回程度）を大きく上回る自然現象を対象としています。

【指定の前提となる降雨：葛川、中村川（葛川⇒想定し得る最大規模：336mm/24時間 152mm/1時間）】

(1)この図は、神奈川県が作成した洪水浸水想定区域図（令和元年12月告示）に基づくもので、**1,000年に1回程度**起こる大雨を想定し、河川が氾濫した場合の浸水状況をシミュレーションしたものです。

(2)シミュレーションにあたっては、想定を超える降雨、高潮、内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域において浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。